

13 管理課

(1) 医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

概要

管理課は、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等の療養担当者に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度ごとに、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
証明書の交付件数	67件	67件	61件

(3) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。（法人税法施行令第5条第1項第29号ヲまたはヨ）

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件（法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
証明書の交付件数	21件	20件	20件

(4) 国民健康保険の保険者等の指導

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、指導を行っています。

② 実績（平成 30 年度）

9月から11月までの間、管内の7府県及び対象市町に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町については次のとおりです。

＜府県及び対象市町等：7府県、7市町、5国保連合会＞

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| ・福井県 | ・若狭町 | ・福井県国民健康保険団体連合会 |
| ・滋賀県 | ・高島市 | ・滋賀県国民健康保険団体連合会 |
| ・京都府 | ・長岡京市 | ・京都府国民健康保険団体連合会 |
| ・大阪府 | ・藤井寺市 | |
| ・兵庫県 | ・佐用町 | |
| ・奈良県 | ・斑鳩町 | ・奈良県国民健康保険団体連合会 |
| ・和歌山県 | ・太地町 | ・和歌山県国民健康保険団体連合会 |

(平成 28 年度 7 府県、7 市、5 国保連合会)

(平成 29 年度 7 府県、7 市町、2 国保連合会)

（5）後期高齢者医療制度の運営主体等の指導

① 概要

後期高齢者医療制度の運営主体等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営の確保を図り、財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導を行っています。

② 実績（平成 30 年度）

9月から11月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

＜府県及び対象市町等：7府県、7市町、7広域連合、5国保連合会＞

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| ・福井県 | ・若狭町 | ・福井県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・福井県国民健康保険団体連合会 |
| ・滋賀県 | ・高島市 | ・滋賀県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・滋賀県国民健康保険団体連合会 |
| ・京都府 | ・長岡京市 | ・京都府後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・京都府国民健康保険団体連合会 |
| ・大阪府 | ・藤井寺市 | ・大阪府後期高齢者医療広域連合 |
| ・兵庫県 | ・佐用町 | ・兵庫県後期高齢者医療広域連合 |
| ・奈良県 | ・斑鳩町 | ・奈良県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・奈良県国民健康保険団体連合会 |
| ・和歌山県 | ・太地町 | ・和歌山県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・和歌山県国民健康保険団体連合会 |

(平成 28 年度：7 府県、7 市、7 広域連合、5 国保連合会)
(平成 29 年度：7 府県、7 市町、7 広域連合、2 国保連合会)

(6) 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金支部に対し、社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に資するよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 30 年度）

社会保険診療報酬支払基金滋賀支部及び社会保険診療報酬支払基金兵庫支部の 2 支部に対し、実地監査を行いました。

（平成 28 年度：2 支部、平成 29 年度：3 支部）